第7講 【政治編】三権分立
PART1 立法権

Chapter1　国会の地位としくみ

目標
衆議院の選挙制度の特徴を理解しよう。
衆議院が参議院より優越している理由を理解しよう。

1　国会の地位と立法権

憲法第〔　　〕条などに規定され〔　　　　〕**権を独占**する〔　　　　〕は，**代表民主制〔間接民主制〕**の中心的役割を果たす重要な地位を与えられている。

※「**三権分立**」のうち**行政権**は**内閣**，**司法権**は**裁判所**が担い，「**抑制と均衡**」状態にある。

①〔　　　　〕**の最高機関**

国会中心主義，国会議員は全国民を代表する。

②**国の唯一の**〔　　　　〕**機関**

国会中心立法の原則，国会単独立法の原則。

国会議事堂

2　国会の構成

①**二院制〔両院制〕**

選挙制度の差異により民意を多元的に代表できる，審議を慎重に行うことができる，衆議院解散中にも対応できる，などの利点がある。

A　〔　　　　　　〕→戦前の**衆議院**の後継

定数 465・任期〔　　〕年・**解散あり**・被選挙権満〔　　〕歳以上

※小選挙区 289・ブロック別 11 区の比例代表（**拘束名簿式**）176 の**小選挙区比例代表並立制**の，全員を改選する〔　　〕**選挙**で選出。

B　〔　　　　　　〕→戦前の**貴族院**の後継「良識の府」

定数 248・任期〔　　〕年・**解散なし**・被選挙権満〔　　〕歳以上

※都道府県（合区 2 ＝ 45）単位の選挙区 148・全国単位の比例代表（**非拘束名簿式**）100 の，**3年ごとに半数改選**する**通常選挙**で選出。

②〔　　　　　〕**の優越**

衆議院は，参議院に比べ任期が短く解散もあり，社会情勢に応じた民意が反映されやすい

ので，優越が認められている。

A 〔　　　　〕**先議権**

B 〔　　　　〕**不信任決議権**

C 議決についての優越

あ 〔　　　　〕**の議決・**〔　　　　〕**の承認・内閣総理大臣の指名**

衆参の議決が異なれば**必ず**〔　　　　　　　　　〕**を開く**

※予算の議決・条約の承認は30日以内，内閣総理大臣の指名は10日以内に参議院が議決しない場合は，衆議院の議決が**自然承認**される。

い 〔　　　　〕**案の議決**

衆参の議決が異なれば**任意で両院協議会を開く**こともできる

※参議院が否決するか衆議院可決後60日以内に議決しない場合(＝みなし否決)，衆議院が**出席議員の３分の２以上で再可決**すれば法律となる。

3 国会の権限

①立法上の権限

〔　　　　〕**制定**権，〔　　　　〕**承認**権，**憲法改正の発議**権。

②行政監督上の権限

内閣総理大臣の指名権，**衆議院の内閣不信任決議**権，参議院の問責決議権（法的拘束力なし)，〔　　　　〕**調査権**。

※国政調査では，必要に応じて証人の出頭・証言，記録の提出を要求できる。証人喚問で偽証した場合，厳しい罰則がある。

③司法上の権限→〔　　　　〕**裁判所**を設置する権限

④財政上の権限→**予算の審議・議決**権，**決算の承認**権，**租税法律主義**

⑤議院の自律的権限

議員資格に関する争訟の裁判権，役員選任権，議員規則制定権および議員懲罰権。

まとめ

衆議院は小選挙区と比例代表（拘束名簿式）の並立制で選ばれる。

衆議院は任期が短く解散もあり，民意をより反映できるため優越している。

Chapter2　国会の活動

目標
国会の種類は全部でいくつあるのか理解しよう。
国会議員の特権を３つおさえよう。

1　国会の種類と運営

①国会の種類→定足数は各議院の総議員の３分の１

A　**常会〔通常国会〕→会期は 150 日**で１回に限り延長可能
毎年１回・〔　　　〕**月に召集**され，主に次年度の〔　　　　〕を審議・決議。

B　**臨時会〔臨時国会〕**
〔　　　　〕が必要と認めたとき，または，**いずれかの議院の総議員の**〔　　　〕**分の１以上の要求**により召集。

C　**特別会〔特別国会〕**
衆議院解散後の**総選挙の日から**〔　　　〕**日以内に召集**。内閣は総辞職し新たな**内閣総理大臣の指名**を行う。

D　**参議院の**〔　　　　　　　　〕→これまで 1952年・53年の２回のみ
衆議院解散中，内閣の求めにより参議院で召集。議決は次の国会開会後 10 日以内に衆議院の同意を得なければ失効となる。

②国会の運営

A　**本会議→**公開が原則（出席議員の３分の２以上の賛成で**秘密会**にすることも可能）
特別な場合を除き**議決は出席議員の過半数**で行われ，可否同数の場合は議長が決する。
※議決した議案は同一会期中に再び審議することはできない（＝一事不再議）。

B　〔　　　　　　　〕**制度→**議員で構成され定足数は委員の半数以上
アメリカにならい**委員会中心主義**を採用。本会議に先立ち，議案の実質的審議や国政の調査を実施。

C　〔　　　　　　　〕→予算委員会では開会を義務づける
委員会が開き，利害関係者や有識者などの公述人が意見を陳述（法的拘束力はない）。

衆議院本会議

③国会議員の特権

A　**歳費特権**→一定額の歳費が支給される

B　**不逮捕特権**→会期中は現行犯と所属議院の許諾があった場合を除き逮捕されない

C　〔　　　　　〕**特権**→院内で行った政治活動については院外で責任を問われない

2　国会の問題点

①〔　　　　　〕**主導**の運営

所属政党の決定に所属議員が拘束される〔　　　　　　　　〕，各政党の国会対策委員の間で妥協が図られる**国対政治**などが，国会審議を形骸化させているとの批判がある。

②「〔　　　　　　　〕**国会**」→近年では2007年と10年の参院選後に生じ13年に解消

衆議院の与党と参議院の多数派が異なる状態。衆議院で与党の議席が３分の２以上なければ，法案の成立が難しくなる。

③**委任立法**の増加→国会では大綱を定めるだけに留める

内閣が国会から権限の委任を受け立法行為を行うことが，近年増加している。

④少ない**議員立法**（＝議員提出法案）の成立件数

閣法〔内閣提出法案〕の成立のほうが圧倒的に件数が多いが，最近は議員立法の成立も増えてきている。

⑤少ない女性議員

衆議院で１割，参議院で２割程度。

3　国会の改革

1999年，政治家どうしの議論を活性化するため〔　　　　　　　　　　　　　〕**法**を制定。

①閣僚に代わり官僚が答弁する〔　　　　　　　　〕**制度の廃止**

②国家基本政策委員会を設置し**党首討論**〔クエスチョン＝タイム〕を行う

③各省庁へ〔　　　　　　〕**・大臣政務官**を導入

まとめ　国会には，常会・臨時会・特別会・参議院の緊急集会の４種類がある。
国会議員には，歳費特権・不逮捕特権・免責特権の３つが認められている。

第 7 講　PART1　確認問題

1　国会が独占する権限は何か。

①　行政権　　②　執行権
③　立法権　　④　司法権

2　衆議院の優越に**あてはまらないもの**はどれか。

①　法律案の議決権　　②　予算先議権
③　憲法改正の発議権　　④　内閣不信任決議権

3　衆議院と参議院の議決が異なった場合に開かれるのは何か。

①　公聴会　　②　両院協議会
③　秘密会　　④　常任委員会

4　両議院の議決が一致せず，又は 10 日以内に参議院が議決しない場合に衆議院の議決が自然承認されるのはどれか。

①　条約の承認　　②　法律案の議決
③　予算の議決　　④　内閣総理大臣の指名

5　両議院の議決が一致しない場合，両院協議会を開いても開かなくてもよいものはどれか。

①　法律案の議決　　②　予算の議決
③　条約の承認　　④　内閣総理大臣の指名

6 国会の権限のうち，行政監督上の権限はどれか。

① 決算の承認権　② 国政調査権
③ 条約の承認権　④ 弾劾裁判所を設置する権限

7 衆議院解散後の総選挙の日から 30 日以内に召集される国会を何というか。

① 特別会　② 参議院の緊急集会
③ 臨時会　④ 常会

8 公聴会を開くことが義務づけられている委員会はどれか。

① 予算委員会　② 行政監視委員会
③ 決算委員会　④ 国家基本政策委員会

9 国会議員の特権のうち，一定額の歳費が支給される特権を何というか。

① 免責特権　② 不逮捕特権
③ 外交特権　④ 歳費特権

10 国会審議活性化法により，廃止されたのはどれか。

① 党首討論　② 副大臣
③ 大臣政務官　④ 政府委員制度

第7講　PART1　確認問題　解答

1 解答：③　国会は「国権の最高機関」であり，「国の唯一の立法機関」である。

①：内閣が担う権限。
②：ロックが説いた二権分立（立法権，執行権）の一つ。
④：裁判所が担う権限。

2 解答：③　憲法改正の発議は両院が対等にもつ権限である。

3 解答：②　両院協議会は，各議院から 10 名ずつ選ばれた議員により開かれる。

①：委員会において，利害関係者や有識者から意見を聴取するために開かれる会議。
③：本会議において，出席議員の３分の２以上の賛成のもと非公開で開かれる会議。
④：本会議に先立ち，議案の実質的審議や国政の調査を実施する機関。衆議院・参議院とも 17 ある。

4 解答：④　日本国憲法第 67 条２項に規定されている。

①：「10 日以内」ではなく「30 日以内」である。
②：参議院が否決するか衆議院可決後60 日以内に議決しない場合(＝みなし否決)，衆議院が出席議員の３分の２以上で再可決すれば法律となる。
③：「10 日以内」ではなく「30 日以内」である。

5 **解答：①**

法律案の議決で，両議院の議決が一致しない場合，任意で両院協議会を開くこともできる。

②：両議院の議決が一致しない場合，必ず両院協議会を開く必要がある。

③：両議院の議決が一致しない場合，必ず両院協議会を開く必要がある。

④：両議院の議決が一致しない場合，必ず両院協議会を開く必要がある。

6 **解答：②**

国政調査では，必要に応じて証人の出頭･証言，記録の提出を要求できる。

①：財政上の権限である。

③：立法上の権限である。

④：司法上の権限である。

7 **解答：①**

特別会〔特別国会〕で内閣は総辞職し, 新たな内閣総理大臣の指名を行う。

②：衆議院解散中，内閣の求めにより参議院で召集される。

③：内閣が必要と認めたとき，または，いずれかの議院の総議員の４分の１以上の要求により召集される。

④：毎年１回・１月に召集され，主に次年度の予算を審議・決議する。

8 **解答：①**

公聴会は委員会で開かれるもので，利害関係者や有識者などの公述人が意見を陳述する。

②：公聴会の開催は義務づけられていない。

③：公聴会の開催は義務づけられていない。

④：公聴会の開催は義務づけられていない。

9 **解答：④**　国会議員は，その活動の報酬として国庫から相当額の歳費を受ける。

①：院内で行った政治活動については院外で責任を問われないという特権。
②：会期中は現行犯などの場合を除いて，逮捕されないという特権。
③：外国の使節団および外交官に与えられる特権。

10 **解答：④**　政府委員制度は，閣僚に代わり官僚が答弁する制度であった。

①：国会審議活性化法により，新設された。
②：国会審議活性化法により，新たに導入された。
③：国会審議活性化法により，新たに導入された。